

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊明市長 小 浮 正 典

市町村名 (市町村コード)	豊明市 (23229)
地域名 (地域内農業集落名)	間米地区 (前後、間米、ハツ屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、地区全体で農業者の高齢化が進んでおり、特定の地域では、それが特に課題となっている。また、次世代が市外等に出て行ってしまっていることで、後継者が不足し、耕作放棄地が散見されるような状態となっていることも課題である。畑地が多いことも当地区の特徴であるため、この点を含め、担い手を見つけることが喫緊の課題であるが、農業を行っても収益が出にくいことから、課題の解決に結びつけることができていないのが現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区における農地の将来の耕作は、意欲のある(耕作のできる)人・法人にまかせる。また、貸し農園や家庭菜園を行う人も含めて、耕作してもらう。その上で、地域の全部は困難であるため、地域にある農地を作業のしやすい農地、耕作のしやすい農地、貸し農園に整備することも検討しながら維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	(未定) ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	(未定) ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

(令和6年度に開催する第2回協議の場にて協議予定)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
意欲のある(耕作のできる)人・法人、さらには貸し農園や家庭菜園を行う人を中心に、地域にある農地を作業のしやすい農地、耕作のしやすい農地、貸し農園に整備することを検討しながら集積・集約をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(3)基盤整備事業への取組方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】